

聖籠町訓令第十一号

聖籠町職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成二十五年十月三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町職員服務規程の一部を改正する訓令

聖籠町職員服務規程（平成七年聖籠町訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「七日未満の場合には調剤薬袋の写しを、次に掲げる特定療養休暇の場合には」を削り、「診断書」の下に「その他勤務しない事由を明らかにする証拠書類」を加え、「後者の」を「この」に改め、「承認権者は、」の下に「次に掲げる特定療養休暇の申請に関し、」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年十一月一日から施行する。